

「情報処理技術者試験」「情報処理安全確保支援士試験」における受験手数料の改定について

IPA（独立行政法人情報処理推進機構、理事長：富田 達夫）は、「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年7月16日閣議決定）」に基づき、経済産業省が所管する国家試験「情報処理技術者試験」と「情報処理安全確保支援士試験」の受験手数料が改定された旨を、IPAのウェブサイトで公開しました。

URL：https://www.jitec.ipa.go.jp/1_00topic/topic_20210716.html

IPAでは、経済産業省所管の国家試験である「情報処理技術者試験」と「情報処理安全確保支援士試験」を実施しています。情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験とは、情報処理技術者としての知識・技能が一定以上の水準であることを認定している国家試験です。情報システムを構築・運用する技術者から、情報システムの利用者まで、ITに関わるすべての人を対象としています。

情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験のこれまでの累計^{(*)1}の応募者数は約2,087万人、合格者数は約295万人であり、令和2年度における応募者数も約30万人に上るなど、多くの社会人・学生などから活用されています。

情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の受験手数料^{(*)2}については、「情報処理の促進に関する法律施行令」に定められており、平成28年度から「5,700円」とされていました。しかし近年の試験問題の印刷・運搬費用、会場借料等の値上がりや、新型コロナウイルス感染症対策として求められる、試験会場における座席間隔の確保や検温・消毒等の実施、一部試験区分のコンピュータ試験化などを行う中で、試験実施に要する実費が増加し、現行の受験手数料との乖離が生じていました。こうした状況を踏まえ、今後も安定的に試験制度を運営する観点から受験手数料の額が見直され、「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年7月16日閣議決定）」により、「7,500円」に改定されました。

なお、CBT（Computer Based Testing）^{(*)3}方式で実施する試験区分（ITパスポート試験、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験）については、政令施行前に、令和3年度試験の実施が官報（令和3年3月26日付（第460号））で公示されているとおり、令和3年度試験（令和4年3月

(*)1 昭和44年度から令和2年度までの応募者数・合格者数。

https://www.jitec.ipa.go.jp/1_07toukei/_index_toukei.html

(*)2 受験手数料について、情報処理技術者試験は消費税込み。情報処理安全確保支援士試験は非課税。

(*)3 コンピュータを利用して実施する試験方式のこと。受験者はコンピュータに表示された試験問題に対して、マウスやキーボードを用いて解答する。

31日まで実施)においては経過措置が適用され、現行受験手数料(5,700円)のまま据え置きとなります。

■情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の受験手数料の改定

【現行】5,700円 → 【改定後】7,500円

※情報処理技術者試験は消費税込み。情報処理安全確保支援士試験は非課税。

■受験手数料改定の適用時期

筆記により実施する試験区分 ^(*4)	令和3年度秋期試験から適用
CBT方式で実施する試験区分 ^(*4)	令和4年(2022年)4月から実施する試験に適用

IPAでは、今後も問題作成、試験実施に着実に取り組み、安定的な国家試験制度の運営に努めてまいります。

受験手数料改定の詳細については、以下のURLをご覧ください。

https://www.jitec.ipa.go.jp/1_00topic/topic_20210716.html

■本件に関するお問い合わせ先

IPA IT人材育成センター 国家資格・試験部 松田/安藤

URL: https://www.ipa.go.jp/about/inquiry_index_0.html

■報道関係からのお問い合わせ先

IPA 戦略企画部 広報戦略グループ 伊藤

Tel: 03-5978-7503 E-mail: pr-inq@ipa.go.jp

^(*4) 情報処理技術者試験は全12の試験区分で構成し、情報処理安全確保支援士試験と合わせて全13試験区分がある。試験区分によって筆記による実施と、CBT方式による実施に分かれる。

https://www.jitec.ipa.go.jp/1_11seido/seido_gaiyo.html